

掛川市教育委員会規則第1号

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和4年3月24日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第4号を削る。

別表掛川市立大淵幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。